

図書館の休館日と開館時間が変わります

4月1日(月)から、図書館の休館日と開館時間が大きく変わります。

休館日は、毎月の定期的なものが2日だけになります。

年末年始休館日や特別整理休館日などについては、あらためてご案内します。

開館時間 全館とも9時～19時30分

定期休館日

中央図書館 栗橋文化会館図書室	毎月第3火曜日
菖蒲図書館 鷺宮図書館	毎月第2水曜日

定期整理休館日 全館とも毎月最終金曜日

※利用方法は、変更ありません。
※4月1日(月)は4館ともに開館します。

久喜市保健事業推進員募集

健診、相談、訪問、特定保健指導等の保健事業を円滑に実施するため、保健事業推進員を募集しています。

応募資格 保健師、助産師、看護師、管理栄養士・栄養士のいずれかの資格を有する方
勤務日 月1日～15日以内で

スペシャル街かどコンサート

第4回よろこびのまち久喜マラソン大会をコース沿道から音楽で応援します。

日時 3月24日(日) 9時30分～12時

場所 ローション久喜下早見店、久喜総合文化会館ふれあい広場、ノハラ園芸センター内特設会場、鷺宮中学校正門前、

原動機付自転車や軽自動車などの手続きは早めに済ませましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車の車両所有者に対して課税されます。

他人に譲り渡した、または業者に引き取ってもらった、住所、所有者の氏名が変わったなどの場合は、名義や住所の変更、廃車の手続きが必要です。

4月1日までに手続きをしていないと、引き続き所有しているものとして課税されますので、早めに手続きを済ませてください。

なお、車種によって手続きや問い合わせの窓口が異なりますのでご注意ください。

※使用していない原動機付自転車等でも、所有されている場合は、廃車手続きをすることができません。廃車の手続きをされる場合は、廃棄処分するか、他の人に譲り渡してください。

小型特殊自動車の軽自動車税の申告をお願いします

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトや、最高時速35km未満で乗用装置のある農耕トラクター、コンバイン

などには軽自動車税が課税されません。これらの車両の所有者は、軽自動車税の申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。新たに買い替えた場合は、ナンバープレートを付け替えるのではなく、旧車両の廃車申告を行い、新たにナンバープレートの交付を受けてください。

※公道を走行しない(工場や田畑でしか使用しない)車両でも課税されます。

※軽自動車税が課税される小型特殊自動車は、固定資産税が課税される償却資産の対象外となります。

問合せ 原動機付自転車(125cc以下) / 小型特殊自動車(農耕車含む) : 市民税課 諸税係(内線2690)

二輪の軽自動車(125cc超250cc以下) / 二輪の小型自動車(250cc超) : 春日部自動車検査登録事務所 ☎050・55440・2028

四輪の軽自動車 : 軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 ☎050・3816・3113